

# 共同発行市場公募地方債

## Joint Local Government Bond

36の地方公共団体が地方財政法第5条の7に基づき  
共同して発行する地方債です。

### 地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。

この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

### 共同発行36団体

北海道	宮城県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県
神奈川県	新潟県	福井県	長野県	岐阜県	静岡県
愛知県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県
岡山県	広島県	徳島県	熊本県	大分県	鹿児島県
札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	新潟市	静岡市
京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市

共同発行36道府県・政令指定都市／一般財団法人 地方債協会

この資料は地方債の特徴等を説明したものであり、投資勧誘を目的とするものではありません。

# 共同発行 市場公募地方債とは…

全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体が共同して発行する債券で、平成15年4月から毎月発行しています。平成30年度は、36団体が参加し、全団体が、毎月、発行額全額について連帯債務を負います。  
地方債であり、非常に安全性の高い債券です。

## 1 償還期間・利払方法

10年満期一括償還・年2回利払の固定利付債です。

## 2 平成30年度の発行規模

平成30年度の発行総額は1兆2,070億円です。毎月、ほぼ一定の額(1,000億円程度)が発行され、発行ロットが大きいことから、流動性が高い債券です。

## 3 募集期間

募集期間は、毎月上旬の発行条件決定日から同月中旬までとなります(休日等の関係で回号により異なります)。

## 4 発行日・利払日

発行日・利払日は、次のとおりです。

- 発行日 → 毎月25日(但し、25日が銀行休業日に当たる場合は、その前銀行営業日)
- 利払期日 → 発行月に関わらず、2月と8月の25日

## 5 連帯債務方式

36団体は、地方財政法第5条の7に基づき、毎月、発行額全額について連帯債務を負います。

## 6 流動性補完措置

ファンドを設置し、共同発行市場公募地方債の発行団体に万一の災害等が発生した場合であっても期日どおりの支払に万全を期しています。

具体的には、36団体合計で、その年度において最も元利金支払額が多い月の元利金支払額の1/10程度の額を募集受託銀行に預け入れています。

### ご 注 意

地方債は、満期前でも売却、換金することが可能ですが、市場実勢(時価)での売買となるため、売却時に市場の金利が購入時よりも高く(低く)なっている場合には、売却損(売却益)が出ることとなります。

ただし、満期まで保有された場合には、額面で元本が支払われます。

# Joint Local Government Bond

※共同発行市場公募地方債に関するより詳しい内容については、共同発行市場公募地方債を発行する36の地方公共団体又は一般財団法人 地方債協会(TEL03-5211-5291)までご照会ください。また、パンフレット「共同発行市場公募地方債」や共同発行団体連絡協議会ホームページ(<http://www.kyodohakko.jp/>)、一般財団法人 地方債協会ホームページ(<http://www.chihousai.or.jp/>)もご参照ください。

※発行条件や発行額等、発行に関する事項については取扱金融機関にお問合せください。

※当資料は平成30年3月末現在において作成しています。